主 文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人信岡登紫子,同小田幸児の上告趣意は,違憲をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事実誤認,量刑不当の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお,刑法96条の2にいう「強制執行」には,民事執行法1条所定の「担保権 の実行としての競売」が含まれると解するのが相当であるから,これと同旨の原判 断は相当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で主 文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 涌井紀夫 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官 金築誠志)